

令和 7 年度 郡山市イメージアップ事業
新聞広告制作等業務に係る公募型企画コンペ（企画提案競争）実施要領

第 1 業務概要

1 業務名

令和 7 年度 郡山市イメージアップ事業 新聞広告制作等業務

2 業務目的及び内容

別紙「仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 提案上限金額

990,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※ この金額を超えた提案は失格とする。

5 事務担当

郡山市政策開発部広聴広報課（担当：名原）

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話 024-924-2061 ファクシミリ 024-924-3180

電子メール kocho@city.koriyama.lg.jp

第 2 参加資格

公募型企画コンペに参加できる者（以下「提案参加者」という。）は、次の各項に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 郡山市内に本社又は営業所等を有する者であること。
- 2 過去 5 年（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の間に国又は地方公共団体において本業務と同種又は類似の実績があること。
- 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 4 参加申込時において、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置期間中の者でないこと。
- 5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 6 役員等（提案参加者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）が、郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

第 3 実施スケジュール（予定）

1 公告

令和 7 年 9 月 29 日（月）

2 質疑の受付期限

令和 7 年 10 月 8 日（水）午後 5 時 15 分

3 質疑への回答	令和 7 年10月 9 日（木）
4 参加申込書の提出期限	令和 7 年10月10日（金）午後 5 時15分
5 資格審査結果通知	令和 7 年10月15日（水）
6 企画提案書等の提出期限	令和 7 年11月 5 日（水）午後 5 時15分
7 業務委託候補者の決定	令和 7 年11月17日（月）

第4 参加手続等

1 質疑の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和 7 年10月 8 日（水）午後 5 時15分（必着）
- (2) 提出方法 質問回答書（様式 1）を電子メールで広聴広報課に提出し、必ず電話で到達確認をすること。
- (3) 回答日 令和 7 年10月 9 日（木）
- (4) 回答方法 質問者に対し電子メールで回答する。
 なお、質問要旨及び回答内容を郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）する。

2 参加申込書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 2）

イ 業務実績表（様式 3）

※ 第 2 参加資格第 2 項に該当する業務実績を記載すること。

※ 当該業務実績表は、書面審査での評価対象として扱う。

ウ 法人又は営業所等概要（任意様式。パンフレット、ウェブサイト等のコピー可）

エ 印鑑証明書

オ 履歴事項全部証明書若しくは個人事業の開業・廃業等届出書又はその写し

（ア）法人の場合は、法務局で発行された履歴事項全部証明書又はその写し

※発行日から 3 か月以内のもの

（イ）個人の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書又はその写し

カ 納税証明書

（ア）国税 様式その 3 の 3（法人）又は様式その 3 の 2（個人）

（イ）市（区町村）税 直近 1 年分の法人市（区町村）民税又は個人市（区町村）民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、事業所税、入湯税、国民健康保険税

※法人市（区町村）民税又は個人市（区町村）民税以外は、納税義務のある者に限る。

(2) 提出期限 令和 7 年10月10日（金）午後 5 時15分（必着）

(3) 提出方法 電子メール、持参又は郵送にて広聴広報課に提出

※ 電子メールの場合は、メール送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。

※ 持参の場合は、郡山市の休日进行を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く午前 8 時30分から午後 5 時15分までの受付とする。

※ 郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。

3 企画提案書等の作成及び提出

提案参加者は、次に掲げる書類について、原本1部及び写し7部、原本データを格納したCDを提出すること。なお、原本及び原本データには全て法人名を記載し、写しには法人名を記載しないこと。

(1) 提出書類

ア 企画概要書（様式4）

作品の特徴等を簡潔に企画概要書に記載すること。

イ 作品案（新聞用サイズ（規格：全県版、全面広告（全15段）、4色カラー）

別紙「企画書」に基づいて作成すること。

また、写しも全て新聞用サイズで提出すること。

ウ 業務実施体制（任意様式）

本業務を受注するに当たっての業務責任者及び各担当者の役割等を記載すること。

また、業務に携わる人数が分かるようにすること。

エ 業務スケジュール（任意様式）

受注期間中の業務スケジュール案を記載すること。

オ 参考見積書（任意様式）

経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費（消費税等含む。）を記載することとし、できるだけ詳細に記載すること。

(2) 提出期限 令和7年11月5日（水）午後5時15分（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送により広聴広報課に提出

※ 持参の場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

※ 郵送の場合は、書留等の発送及び配達の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。

(4) 提案数

上限を設けない。

第5 審査方法

1 資格審査

「第2 参加資格」の事項を満たす者かを審査する。結果については、令和7年10月15日（水）までに電子メールで通知する。

2 発注者は、企画コンペについて審査を行うため、令和7年度 郡山市イメージアップ事業新聞広告制作等業務に係る企画提案審査会設置要領に基づき設置する審査会（以下「審査会」という。）を置く。

3 書面審査

審査会は、提出された企画提案書等について書面審査を実施し、最も評価の高い提案参加者を決定する。結果については、電子メールで通知する。

第6 選定基準

提出された企画提案書等について、下記の事項に基づき審査会の委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

- 1 企画提案の全体コンセプト（5点）
- 2 企画提案の構成力（5点）
- 3 企画提案の表現方法（20点）
- 4 発信方法の周知媒体（5点）

5 業務実施体制及び業務実績、見積額（5点）

※ 提案参加者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を契約候補者とするに何ら支障がないものとする。

※ 評価点満点の50%未満の場合は、契約候補者としがないことがある。次順位者においても同様の取り扱いとする。

※ 評価点の最も高い者が複数いた場合、「2 企画提案の構成力」、「3 企画提案の表現方法」の合計点が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者とする。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等にした企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- 6 契約締結までに、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置を受けた場合

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について審査会で審査し、最も優れている提案参加者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- 2 契約候補者の特定から契約締結までに「第7 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 発注者は契約に当たり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができるものとする。
- 4 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第8条第1項第5号の規定により免除とする。
- 5 契約書の作成を要する。
- 6 委託料の支払いについては、発注者は、全ての業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第9 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市役所本庁舎2階

郡山市政策開発部広聴広報課

電話番号：024-924-2061

メールアドレス：kocho@city.koriyama.lg.jp

第10 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 3 提出書類は返却せず、提出書類の著作権は提案参加者に帰属する。
- 4 提出書類は本企画コンペの実施以外の目的では使用しない。
- 5 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、提案参加者の負担とする。
- 6 企画コンペ実施に関する審査結果については、市ウェブサイトに掲載する。